

(写)

地 医 第 4 0 6 号  
令和 5 年 8 月 24 日

病 院 長 様  
診 療 所 長 様

新潟県福祉保健部地域医療政策課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告及び実施医療機関の報告について（通知）

標記について、別紙のとおり厚生労働省医政局医事課から令和 5 年 7 月 31 日付け事務連絡がありました。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和 2 年 4 月 10 日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（以下、「令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡」という。）に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例については令和 5 年 7 月 31 日をもって終了する旨が示されたこと並びに保険適用外の診療においては令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡及び令和 2 年 8 月 26 日付け事務連絡に基づく時限的・特例的な取扱いは引き続き可能であることを踏まえ、今後、電話や情報通信機器を用いた診療に関する実施状況の報告及び実施医療機関の報告について、下記のとおりとなりますので留意願います。

記

## 1 実施状況の報告について【継続】

保険適用外の診療については、令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関においては、引き続き、県へ報告願います。

なお、保険適用分についての報告は終了となります。

### （1）対象医療機関

令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡 1（1）及び（3）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を実施した医療機関

## (2) 報告様式

別添「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」

※厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施するオンライン診療に関しては、報告対象外です。

## (3) 提出期限

各月第2週の火曜日までに前月分を提出

## (4) 提出先

地域医療政策課医療指導係

Mail ngt040320@pref.niigata.lg.jp

FAX 025-280-5641

※メールでの提出を原則とし、メールが使用できない場合は、FAXをご利用ください。

## 2 実施医療機関の報告について【終了】

令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められていた電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関については、「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」により県に報告いただきましたが、今般、電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例が令和5年7月31日をもって終了したことに伴い、この報告は終了します。

なお、当該医療機関の一覧の公表も終了となります。今後はこれに代えて、厚生労働省のホームページにおいて、情報通信機器を用いた診療に係る診療報酬上の施設基準を届け出た医療機関の一覧が公表される予定です。

地域医療政策課医療指導係 遠山、山田  
電話 025-280-5184（直通）